船舶局 中短波帯・短波帯の周波数の許容偏差について (周知事項)

(社) 全国船舶無線工事協会

標記の周波数の許容偏差については、無線設備規則別表第一号(第5条関係)周波数の許容偏差の表に表示されています。

無線設備規則別表第一号の(注13)について、J3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う海上移動業務の無線局が装備するすべての中短波帯及び短波帯送信設備に対し、周波数の許容偏差が10Hzと解釈できる懸念があるとの指摘がありましたが、総務省衛星移動通信課から別表のとおり見解が示されましたので、ご連絡します。

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差

周波数带	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)	
1~2 (略)	(略)	(略)	
3 1,606.5kHz を超え 4,000kHz 以下	1~2 (略) 3 移動局	(暇)	
	(1) 生存艇及び救命浮機の送信設備	100	
	(2) 航空機局 (注 12)	20Hz	
	(3) その他の移動局(注10、13)	50	
	4~7 (略)	(略)	
4 4MHz を超え 29.7MHz 以下	1~2 (略) 3 移動局	(略)	
	(1) 船舶局 ア 生存艇及び救命浮機の送信設備	F0.	
	ア 生存艇及び救命浮機の送信設備 イ その他の送信設備(注 13、17)	50 50Hz	
	(2) 航空機局(注12)	20Hz	
	(3) その他の移動局	40	
	4~9 (略)	(略)	
5~8 (略)	(略)	(略)	

注 1~6 (略)

7 9kHz を超え 29,700kHz 以下の周波数の電波を使用する単側波帯の無線電話の送信設備(地上基幹放送局, 航空局及び航空機局のものを除く。)については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次の表のとおりとする。

	周 波 数 帯		無 線 局	許容偏差(Hz)
1	1 9kHz を超え 526.5kHz 以下及び 4MHz を超え		固定局及び陸上局	20
	29.7MHz 以下	2	移動局	50
9	2 1,606.5kHz を超え 4,000kHz 以下	1	固定局及び陸上局	20
2		2	移動局	40

8 F1B電波又はF1D電波 29.7MHz 以下を使用する海岸局又は船舶局の送信設備については、その電波の周波数の 許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、10Hz とする。

9~12 (略)

13 J3E 電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う海上移動業務の無線局であって、1,606.5kHz から 26,175kHz までの周波数の電波を使用するものの送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、10Hz とする。

14~16 (略)

17 A1A 電波を使用する送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、 $10(10^{-6})$ とする。

18~52 (略)

別表 これを整理すると、以下のようになります。

船 舶 局	周 波 数	送信設備の条件	周波数の 許容偏差
	中短波帯 (1606. 5~4000kHz)	単側波帯の無線電話(J3E、H3E)の送信設備 (無線設備規則別表第一号注7)	40Hz
		F1B 電波又は F1D 電波の送信設備 (無線設備規則別表第一号注8)	10Hz
		J3E 電話及び DSC 又は NBDP の送信設備 (無線設備規則別表第一号注 13)	10Hz
		生存艇及び救命浮機の送信設備 (無線設備規則別表第一号3の項3(1))	100ppm
		上記以外の送信設備(セルコールブイ呼出送信設備など) (無線設備規則別表第一号3の項3(3))	50ррт
	短波帯 (4MHz~26.175MHz)	単側波帯の無線電話(J3E、H3E)の送信設備 (無線設備規則別表第一号注7)	50Hz
		F1B 電波又は F1D 電波の送信設備 (無線設備規則別表第一号注8)	10Hz
		J3E 電話及び DSC 又は NBDP の送信設備 (無線設備規則別表第一号注 13)	10Hz
		A1A の送信設備 (無線設備規則別表第一号注 17)	10ррт
		生存艇及び救命浮機の送信設備 (無線設備規則別表第一号4の項3(1)ア)	50ррт
		上記以外の送信設備 (A2B、F1C など) (無線設備規則別表第一号4の項3(1)イ)	50Hz